

- 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を概ね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 契約保証金
落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入期間月数(48ヶ月分)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければなりません。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されます。
- ア 当該入札において、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を概ね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とします。
- (5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は入札説明書に準じます。